

# 新型コロナウイルス感染症に伴う 支援策まとめ

| 第1版(4月30日時点)



栗と北斎と花のまち  
小布施町

発行者: 小布施町  
〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491-2  
<https://www.town.obuse.nagano.jp/>  
026-247-3111



支援策は日々更新・追加されます。  
最新の情報は経済産業省HPをご確認ください。  
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

## 新型コロナウイルス感染症に伴う支援策まとめ (4月30日時点)

個人版

発行者: 小布施町



資料の都合上、情報を一部簡略化して記載しています。支援策の詳細については、各相談窓口までご確認ください。

# 新型コロナウイルス感染症に伴う支援策まとめ (4月30日時点)

事業主版

発行者：小布施町

事業主が申請	休業補償	休業要請(※1)を受け 休業または営業時間を短縮した	給付 新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金・支援金	30万円/事業者を支給 5月7日(木)から受付、5月下旬から支給予定	長野県庁専門窓口 ☎026-235-7945 (平日/土日7:00-22:00)	
		売上が5%以上減った	助成 雇用調整助成金 (コロナ特例)	1日あたり8,330円/人を上限に休業手当を助成 (派遣社員、アルバイト等も対象) 【助成率】中小企業は休業手当の80%、解雇しない場合90~94%		ハローワーク須坂 ☎026-248-8609 (平日 8:30-17:15)
		従業員に子供がいる	助成 小学校休業等対応助成金 (労働者雇用向け)	小学校等(※2)休校で有休取得の場合、 1日あたり8,330円/人を上限に賃金相当額を支給		学校等休業助成金・ 支援金相談コールセンター ☎0120-60-3999 (平日/土日9:00-21:00)
		フリーランスで子供がいる	助成 小学校休業等対応助成金 (フリーランス向け)	小学校等(※2)休校で就業できない場合、 1日あたり4,100円(定額)を支給		
事業主が申請	資金繰り	売上に関係なく	融資 セーフティネット貸付 (経営環境変化対応資金)	【上限額】中小事業7.2億円、国民事業4,800万円 【金利】中小事業1.11%、国民事業1.91% 【貸付期間】運転8年以内、設備15年以内 【据置期間】3年以内	日本政策金融公庫長野支店 ☎026-233-2141 (平日 9:00-15:00)	
		売上が5%以上減った	融資 新型コロナウイルス 感染症特別貸付	【上限額】中小事業3億円、国民事業6,000万円 【金利】3年間は中小事業0.21%、国民事業0.46% 【貸付期間】運転15年以内、設備20年以内 【据置期間】5年以内		
			融資 商工中金による 危機対応融資	【上限額】3億円 【金利】3年間は0.21% 【貸付期間】運転15年以内、設備20年以内 【据置期間】5年以内		
		小規模事業者(※3)	融資 セーフティネット 保証5号	借入債務の80%を信用保証協会が保証 【上限額】2.8億円(4号と同枠)		取引のある銀行 または 長野県信用保証協会中野支店 ☎0269-22-4528 (平日 8:45-17:15)
			融資 マル経融資 (新型コロナウイルス対策)	【上限額】3,000万円 【金利】3年間は0.31% 【貸付期間】運転7年以内、設備10年以内 【据置期間】運転3年以内、設備4年以内		
		売上が10%以上減った 旅館業、飲食業	融資 衛生環境激変対策 特別貸付	【上限額】1,000万円(旅館業は3,000万円) 【金利】3年間は0.46% 【貸付期間】7年以内 【据置期間】2年以内		日本政策金融公庫長野支店 ☎026-233-2141 (平日 9:00-15:00)
		売上が15%以上減った	融資 長野県 経営健全化支援資金 (新型コロナウイルス対策)	【上限額】運転8,000万円、設備6,000万円 【金利】0.8%(運転のみ1年間は町の利子補給制度で無利子) 【貸付期間】運転7年以内、設備10年以内 【据置期間】2年以内		
		売上が20%以上減った	融資 危機関連保証	借入債務の100%を信用保証協会が保証 【上限額】2.8億円(セーフティネット保証とは別枠)		取引のある銀行 または 長野県信用保証協会中野支店 ☎0269-22-4528 (平日 8:45-17:15)
売上が50%以上減った	融資 セーフティネット 保証4号	借入債務の100%を信用保証協会が保証 【上限額】2.8億円(5号と同枠)				
		給付 持続化給付金	前年の総売上ー(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)を支給 (上限は個人事業者100万円、法人200万円)	中小企業・金融・給付金相談窓口 ☎0570-783183 (平日/土日 9:00-17:00)		
事業主が申請	税などの支払猶予・減免	失業や休業で期限までに 納付・支払いが難しい	猶予 電気・ガス料金の 支払猶予	電気・ガス料金の支払いを猶予	契約している電気・ガス事業者	
		事業に大きな損失を受けた、 本人または家族が 病気にかかった等	猶予 上下水道料金の 支払い猶予	上下水道料金の支払いを猶予	小布施町建設水道課上下水道係 ☎026-214-9106 (平日 8:30-17:15)	
			猶予 税務申告・納付期限の 延長	申告所得税、贈与税等の申告・納付期限を延長	長野税務署 ☎026-234-0111 (平日 8:30-17:00)	
		売上が概ね20%以上減った	猶予 厚生年金保険料の 納付猶予	厚生年金保険料の納付を1年間猶予	長野北年金事務所 ☎026-244-4208 (平日 8:30-17:15)	
		売上が30%以上減った	猶予 納税猶予	国税・地方税の納付を1年間猶予	国税：長野税務署 地方税：県または町 ☎026-234-0111【長野税務署】 (平日 8:30-17:00【長野税務署】)	
			減免 固定資産税の減免	2021年度の事業用資産に係る固定資産税の減免 【減免率】売上が30%~50%減少した場合50%に軽減、50%以上 減少した場合全額免除	小布施町財務課税務会計係 ☎026-214-9103 (平日 8:30-17:15)	
		前年度黒字で今年度赤字	還付 欠損金の繰戻し還付	前年度に納付した法人税の一部を還付	未定	

資料の都合上、情報を一部簡略化して記載しています。  
支援策の詳細については、各相談窓口までご確認ください。

- (※1) 休業は運動施設、美術館、旅館、温泉施設等が対象。営業時間短縮は飲食店等が対象。
- (※2) 「小学校等」：
  - ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校
  - (幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る)、特別支援学校(全ての部)
  - ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
  - ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、
  - ・子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障がい児の通所支援を行う施設など
- (※3) 卸売業/サービス業/小売業：従業員5人以下、その他業種：20人以下

★◎の付いた融資は、実質無利子・無担保等の対象

	追加要件	支援策	概要
★の付いた支援策	①個人事業主(売上に関係なく) ②小規模事業者で売上15%以上減少 ③中小企業者で売上20%以上減少	特別利子補給制度	3年間は実質無利子・無担保 【上限額】中小事業1億円、国民事業3,000万円
◎の付いた支援策	追加要件なし	信用保証付き融資における保証料・利子減免	3年間は以下の通り保証料・利子減免 個人事業主：保証料・金利ゼロ 小・中規模(SN5号)：保証料50%軽減 小・中規模(危機関連・SN4号)：保証料・金利ゼロ 【上限額】3,000万円